

国立がん研究センター「認定がん専門相談員」

平成 27 年度認定申請募集要項

更新日：平成 27 年 7 月 31 日

国立がん研究センターは、がん対策推進基本法の理念に基づき、がん専門相談員の質の向上を目指し、国民が安心して活用できる全国のがん相談支援提供体制の充実を図る目的で、申請に基づき「国立がん研究センター認定がん専門相談員」の認定を行い、広く公開します。

なお、本認定事業は国立がん研究センターが独自に実施する事業であり、現段階ではがん診療連携拠点病院等の指定要件（以下、「指定要件」とする）において「認定がん専門相談員」の認定を受けた相談員の配置は求められていません。

1. 認定申請資格

以下の条件すべてを満たす者を「認定がん専門相談員」の認定申請資格を持つ者とする。

- (1) 原則として、医療・福祉に関する資格（看護師、社会福祉士等の国家資格、臨床心理士等の認定資格）を有していること。なお、医療・福祉に関する資格を有していない場合は、相談対応場面において有資格者による助言・指導が得られる体制にあること。
- (2) 認定申請にあたり、所属施設長による推薦が受けられること。
- (3) がん相談支援業務に従事していること。
- (4) 国際がん情報サービスグループ（ICISG）が示す“Core Values”に準じて相談対応活動を行うことを基本姿勢として、相談者に対し、科学的根拠とがん専門相談員の実践に基づく信頼できる情報提供を行うことにより、その人らしい生活や治療選択ができるよう支援を行っていること。なお、がん専門相談員の実践に基づく信頼できる情報とは、がん専門相談員が情報収集・調査等を行い、提供することが適切と評価・確認された情報のことを指す。
- (5) 相談員として、必要とされる知識や情報を更新し、自己研鑽を図る意欲があること。

2. 認定要件

認定申請資格を持つ者が、以下の条件すべてを満たすと判断された場合に「認定がん専門相談員」として認定する。

- (1) 所属施設長による推薦を受けていること。
- (2) がん相談支援業務に従事していることを所属施設長が証明していること。
- (3) 国際がん情報サービスグループ（ICISG）が示す“Core Values”に準じて相談対応活動を行うことを基本姿勢として、国立がん研究センター情報センターが実施するがん相談支援センター相談員基礎研修（以下、「基礎研修」という）で示されている「がん専門相談員の役割」を担っていること。また「がん相談 10 の原則」を業務の指針として、「がん診療連携拠点病院等の整備について（平成 26 年 1 月 10 日付け 健発 0110 第 7 号厚生労働省健康局長通知）」に示されている協力・連携づくりの取り組みやがん相談支援センターの業務を行っていることを申告していること。
- (4) 「3. 認定に必要な教育研修内容」に定める教育研修を履修していること。

3. 認定に必要な教育研修内容

1) 「認定がん専門相談員」の認定に必要な教育研修内容は、【別表1】に示すとおりとする。

【別表1】

種別	研修コース	形式	概要	必須単位数等	学習終了基準	認定申請にあたり必要となる証明書類
I-A群	基礎研修(1)(2)知識確認コース	Eラーニング(講義とテスト)	国立がん研究センターがん対策情報センター教育研修管理システム上で提供される基礎研修(1)(2)知識確認コースの受講	18講義 ●基礎研修(1) 該当6科目 ●基礎研修(2) 該当12科目	全講義の閲覧とテスト合格	教育研修管理システム上で発行される受講証書
I-B群	継続研修認定取得コース	Eラーニング(講義とテスト)	国立がん研究センターがん対策情報センター教育研修管理システム上で提供される継続研修認定取得コースの受講	18講義	全講義の閲覧とテスト合格	教育研修管理システム上で発行される受講証書
II群	基礎研修(3)	講義、演習	国立がん研究センターがん対策情報センターが実施する基礎研修(3)の受講	2日間	規程時間数の参加	国立がん研究センターが発行する修了証書 ●研修参加者の場合: 主催者が発行する「受講証」「修了証」等の受講が証明できる書類
III群	がん専門相談員のための研修と位置づけられた研修	講義、演習等	「III群該当研修リスト」に掲載されている研修への参加、またはその研修の企画・運営。 ※「III群該当研修リスト」には、国立がん研究センターがん対策情報センター、都道府県がん診療連携拠点病院、都道府県、都道府県がん診療連携協議会等が主催する「がん専門相談員のための研修」であると承認されたものが掲載される。	●基礎研修(3)を修了した年度内に認定申請を行う場合: 計1単位以上(III群、IV群の中から)	規程時間数の参加	●運営に携わっている場合(ファシリテーターを含む): 主催者が発行する「依頼状」 ●主催者である場合: 主催者であることを示す書類 ●研修参加者の場合: 主催者が発行する「参加証」「受講証」「修了証」等の参加が証明できる書類、プログラム、レポート
IV群	がん専門相談員が必要とする知識、技術に関わる研修	講義、演習等	III群には該当しないが、がん専門相談員に必要とされる知識、技術の習得に寄与する研修への参加、またはその研修の企画・運営。	●基礎研修(3)を修了した翌年度以降に認定申請を行う場合: 計6単位以上(III群4単位、IV群2単位を含む)	規程時間数の参加	●運営に携わっている場合(ファシリテーターを含む): 主催者が発行する「依頼状」、プログラム、レポート ●主催者である場合: 主催者であることを示す書類、プログラム、レポート
<p>【I-A、I-B群の単位数について】 申請を行う年度を含む過去3年分のEラーニングコンテンツの「受講証書」を有効とし、I-A、I-B群の単位として扱うことができる。 例① 平成27年12月に申請を行う場合→平成27年度コンテンツの「受講証書」のみ有効。 例② 平成30年12月に申請を行う場合→平成28,29,30年度コンテンツの「受講証書」が有効。(平成27年度コンテンツの「受講証書」は無効)</p> <p>【III、IV群の単位数について】 ① III群の単位数は「III群該当研修リスト」に記載のとおりとする。 ② IV群では、2時間以上の研修で「参加証」等(1枚)が発行されるものを1単位分として扱う。 なお、レポート審査で不通過と判定された場合、証明書類を提出していてもIV群の単位数としては認められない。 (レポート審査基準については募集要項「5. 認定更新申請手続き/認定更新申請書類」参照) ③ 申請を行う年の12月末日から遡って過去3年間までの証明書類を有効とする。 (平成27年12月に申請を行う場合、平成25年1月1日～平成27年12月末日までの「参加証」等が有効) ④ III、IV群を合わせて、原則、計6単位以上(III群4単位、IV群2単位を含む)が必要となるが、基礎研修(3)を修了した年度内に認定申請を行う場合に限り、計1単位以上(III群、IV群の中から)での申請を可能とする。 ⑤ 認定申請の際に提出できる証明書類は、III群、IV群あわせて最大10単位分までとする。</p>						

2) 基礎研修(3)を修了した年度内に認定申請を行う場合は、以下の条件すべてを満たすこと。

- (1) I-A群: 基礎研修(1)(2)知識確認コース 受講
- (2) II群: 基礎研修(3) 修了
- (3) III、IV群: 計1単位以上履修(III群、IV群の中から)

3) 基礎研修(3)を修了した翌年度以降に認定申請を行う場合は、以下の条件すべてを満たすこと。

- (1) I-A群: 基礎研修(1)(2)知識確認コース 受講 または、
I-B群: がん相談支援センター相談員継続研修(以下、「継続研修」という)認定取得コース 受講
- (2) II群: 基礎研修(3) 修了
- (3) III、IV群: 計6単位以上履修(III群4単位、IV群2単位を含む)
3年以内で既定の単位数が揃った段階で、認定申請を行うことができる。

4) 平成 26 年度までに基礎研修 (1) (2) のいずれかまたは両方を受講し、基礎研修 (3) については未受講である場合も、「認定がん専門相談員」の認定申請にあたっては、基礎研修 (1) (2) 知識確認コースの受講を要する。ただし、例外的に以下の対応をとることができるものとする。

- (1) 基礎研修 (1) のみ受講済みである場合には、過去未受講分である基礎研修 (2) 該当 12 科目の学習コンテンツ (講義) の閲覧、および基礎研修 (1) (2) 全 18 科目のテストコンテンツの合格をもって、基礎研修 (1) (2) 知識確認コースを受講したものとみなす。
- (2) 基礎研修 (2) のみ受講済みである場合には、過去未受講分である基礎研修 (1) 該当 6 科目の学習コンテンツ (講義) の閲覧、および基礎研修 (1) (2) 全 18 科目のテストコンテンツの合格をもって、基礎研修 (1) (2) 知識確認コースを受講したものとみなす。
- (3) 基礎研修 (1) (2) 両方を受講済みである場合には、基礎研修 (1) (2) 全 18 科目のテストコンテンツの合格をもって、基礎研修 (1) (2) 知識確認コースを受講したものとみなす。

5) 別紙「Ⅲ群該当研修リスト」に掲載されている研修を、Ⅲ群に該当する研修とする。

なお、国立がん研究センターがん対策情報センターが設置する認定委員会等において、以下の要件を満たすと判断された研修が「Ⅲ群該当研修リスト」に掲載される。

- (1) 国立がん研究センターがん対策情報センター、都道府県がん診療連携拠点病院、都道府県およびそれに準じる機関 (地域統括相談支援センター等)、都道府県がん診療連携協議会およびそれに準じる機関 (相談支援に関する部会等) のいずれかが主催した研修であること。
- (2) がん相談支援業務に携わる相談員を主な対象とした研修であること。
- (3) がん相談支援業務に携わる相談員を主な対象と想定して企画立案された研修内容で、研修目的や学習目標が具体的に設定されている研修であること。
- (4) 平成 25 年 1 月 1 日～平成 27 年 12 月末日までに開催された研修であること。
- (5) 実質的な研修受講時間数が 2 時間以上の研修であること。
- (6) 「受講証」「修了証」等の受講が証明できる書類が発行される研修であること。

6) 原則、以下の条件すべてを満たす研修等をⅣ群に該当する研修とする。認定申請者は、以下に定める条件と照らし合わせて、自身が受講した研修等がⅣ群に該当するかを判断し、認定申請を行うこと。

- (1) Ⅲ群には該当しないが、がん専門相談員に必要とされる知識、技術の習得に寄与する研修等であること (当該研修等で学んだ内容が、がん相談支援業務上どのように役立つと考えるのかについても併せて提出すること)。
- (2) 平成 25 年 1 月 1 日～平成 27 年 12 月末日までに開催された研修等であること。
- (3) 実質的な研修受講時間数が 2 時間以上の研修等であること。

※注 IV群対象研修の単位について

- i. 2 時間以上の教育研修で「参加証」等の証明書類 (1 枚) が発行されるものを 1 単位とする。
(研修日程が複数日にわたる場合でも、同一研修であれば 1 単位)
 - ii. 実際の受講時間が 2 時間に満たないものは申請の対象外とする。
 - iii. 講義、演習等のほかに、e ラーニングによる自己学習も対象とする。
- (4) 「参加証」「受講証」「修了証」等の参加が証明できる書類が発行される研修等であること。

※ 参考：IV群に該当する教育研修の例

A がん専門相談員の多くが所属する職能団体と関連団体による研修、学術集会など 例) 社会福祉士、看護師・保健師、臨床心理士の職能団体・関連団体による研修、学術集会など 日本医療社会福祉協会、日本看護協会、日本臨床心理士会、日本臨床心理士資格認定協会、各都道府県の医療ソーシャルワーカー協会・看護協会・臨床心理士会による研修、学術集会など
B がん・保健・医療・福祉に関連する領域の学会などによる研修、学術集会など 例) がん相談研究会、日本医療社会事業学会、日本医療社会福祉学会、日本カウンセリング学会、日本がん看護学会、日本癌治療学会、日本緩和医療学会、日本在宅ケア学会、日本心理臨床学会 などによる研修、学術集会など
C 都道府県がん診療連携協議会、がん診療連携拠点病院が主催する医療従事者向け研修など 例) 緩和ケア研修会、がん看護研修会、がん薬物療法研修会 など
D 公的機関、各種団体、医療機関などによる医療従事者向け研修など 例) 都道府県、自治体、国の機関(国立保健医療科学院など)、各種団体・法人、医療機関などによる研修など
E その他A～Dに該当しない教育研修 例) 個人による海外医療機関などでの研修 など

4. 認定申請受付期間

「認定がん専門相談員」の平成 27 年度認定申請受付期間は以下のとおりである。

WEB 受付開始：平成 27 年 12 月 01 日（火） 正午

WEB 受付締切：平成 27 年 12 月 18 日（金） 正午

書類受付締切：平成 27 年 12 月 21 日（月）※当日必着

5. 認定申請手続き／認定申請書類

認定申請者は、国立がん研究センターがん対策情報センター教育研修管理システム上での申込手続き（コース名は「平成 27 年度『認定がん専門相談員』認定申請」を予定）を行うとともに、以下の書類を認定事務局に送付すること。

なお、審査対象外の書類は添付しないこと。また、提出された書類はいかなる理由があっても返却しない。

(1) 様式 1：認定がん専門相談員 推薦書

認定申請者が医療・福祉に関する資格を有していない場合は、指導責任者の氏名または部署を明記すること。

(2) 様式 2：認定がん専門相談員 申請資格申告書

申請資格項目を全て満たすことができるようになった段階で認定申請を行うこと。

(3) 様式 3：認定がん専門相談員 教育・研修受講証明申請書

(4) 基礎研修 (1) (2) 知識確認コースまたは継続研修認定取得コースの受講証書（コピー）

(5) 基礎研修 (3) の修了証書（コピー）

(6) III群（【別表 1】）について規定単位数以上の自己研鑽を行ったことを証明する書類（コピー）

研修ごとに、①～③のうち該当する書類を A4 サイズの用紙にコピーし、様式 3 に対応する証明書番号を用紙の左上に記載して提出のこと。

① 研修参加者：受講証、修了証 のうち 1 点

② 運営に携わる場合（講師・ファシリテーターを含む）：主催者発行の依頼状

③ 主催者：主催者であることを示す書類

※ ①～③には「本人氏名・主催者名・研修名・開催日程・実質受講時間数・公印（省略可）」が含まれていること。

なお、平成 25 年 1 月 1 日～平成 27 年 12 月末日開催分に限り、受講証明書類の入手が困難である等やむを得ない場合は、当日配布資料のコピーなど開催概要がわかる資料の提出や自己申告も可とする。

(7) IV群（【別表1】）について規定単位数以上の自己研鑽を行ったことを証明する書類（コピー）

研修ごとに、①～③のうち該当する書類をA4サイズ用の紙にコピーし、様式3に対応する証明書番号を用紙の左上に記載して提出のこと。

- ① 研修参加者：参加証、受講証、修了証のうち1点、プログラム（研修時間・内容がわかる書類）
 - ② 運営に携わる場合（講師・ファシリテーターを含む）：主催者発行の依頼状、プログラム（研修時間・内容がわかる書類）
 - ③ 主催者：主催者であることを示す書類、プログラム（研修時間・内容がわかる書類）
- ※ ①～③には「本人氏名・主催者名・研修名・開催日程・公印（公印がない場合には主催者代表印）」が含まれていること。

なお、平成25年1月1日～平成27年12月末日開催分に限り、参加証明書類の入手が困難である等やむを得ない場合は、当日配布資料のコピーなど開催概要がわかる資料の提出や自己申告も可とする。

(8) 様式4：IV群レポート

IV群の自己研鑽を行った場合、自分が、がん相談支援業務を行う上で、当該研修等で学んだ内容がどのように役立つと考えるのかを200字以上400字程度で記載したレポート（1研修につき1枚）を提出すること。

なお、レポート審査において、下記に該当すると判定されたものは、IV群単位として認めない。

- 自身のがん相談支援業務にどのように生かすかの記載がない
- 様式2（申請資格申告書）の申告内容から明らかに相反する記載がある
- 指定の文字数（200字以上）に満たないもの、あるいは400字を大幅に超過するもの

【認定申請書類送付先】

〒104-0045 東京都中央区築地5-1-1
国立がん研究センターがん対策情報センター
がん情報提供研究部内
認定がん専門相談員 認定事務局 あて

6. 認定申請料

認定申請者は、認定申請書類提出後、料金徴収事業者（国立がん研究センターがん対策情報センターより業務委託）より送付される案内に沿って、認定申請料（5,000円／税別）を納めなければならない。
支払われた認定申請料はいかなる理由があっても返金しない。

7. 認定有効期限

認定の有効期限は、認定を受けてから3年を経過した年度末までとする。

8. 認定更新申請

認定更新申請者は、認定の有効期限を迎える年度の認定更新申請受付期間中に、認定更新申請を行わなければならない。詳細については認定更新申請の募集要項を参照すること。

9. 認定取り消し

認定後、「認定がん専門相談員」の申請資格および認定要件を満たしていない場合、「認定がん専門相談員」として不適切であると判断された場合、また推薦者や指導責任者がその責務を果たしていないと判断された場合には、認定委員会の調査、協議の上、認定を取り消すことがある。

10. 認定申請の流れ

平成 27 年 12 月 1 日～21 日	認定申請受付期間
	申請受理と認定申請料請求書の発行
平成 27 年 12 月末日まで	認定申請料の振り込み
平成 28 年 1 月～3 月	認定申請資格および認定要件の審査
平成 28 年 3 月末	認定審査結果通知
平成 30 年 12 月（予定）	認定更新申請受付期間
平成 31 年 3 月末（予定）	認定更新審査結果通知（もしくは認定喪失）

(参考) 認定申請者の研修受講歴等に応じた研修コースと料金体系

所属施設・研修受講歴等により、受講が必要となる研修コース・取得単位数・料金等が異なるため、認定申請者および認定更新申請者は、【別表3】を確認の上、該当する研修コースへの申し込み、既定の単位数取得に必要な自己研鑽を行ってください。

【別表3】「認定がん専門相談員」の認定申請を行う場合の研修受講希望者の状態別の研修コースと料金

※国指定の拠点病院に所属している場合、所属していない場合ごとに研修コースを示しています。

(料金はすべて税別)

パターン	研修受講希望者の状態				目標に到達するために受講が必要となる研修コースと研修受講料					NCC認定申請料更新申請料	目標到達までに必要となる合計金額	
	所属施設	基礎研修受講歴			目標	I-A群	I-B群	I-C群	II群			III、IV群
		(1)	(2)	(3)		基礎研修(1)(2)	継続研修認定取得コース	継続研修認定更新コース	基礎研修(3)			自己研鑽
B1	国指定拠点				基礎研修修了+NCC認定取得	知識確認コース 有料(¥15,000)	受講不可	受講不可	国指定コース 無料(¥0)	●基礎研修(3)を修了した年度内に認定申請を行う場合: 計1単位以上 ●基礎研修(3)を修了した翌年度以降に認定申請を行う場合: 計6単位以上	¥5,000	¥20,000
B2	国指定拠点	●										
B3	国指定拠点		●									
B4	国指定拠点	●	●									
継続(認定取得)	国指定拠点	●	●	●	NCC認定取得	受講済み	有料(¥10,000)	受講不可	受講済み	計6単位以上	¥5,000	¥15,000
継続(認定更新)	国指定拠点	●	●	●	NCC認定更新	受講済み		有料(¥5,000×3年間)	受講済み	計6単位以上	¥5,000	¥20,000
D1	国指定以外				基礎研修修了+NCC認定取得	知識確認コース 有料(¥15,000)	受講不可	受講不可	非拠点コース 有料(¥30,000)	●基礎研修(3)を修了した年度内に認定申請を行う場合: 計1単位以上 ●基礎研修(3)を修了した翌年度以降に認定申請を行う場合: 計6単位以上	¥5,000	¥50,000
D2	国指定以外	●										
D3	国指定以外		●									
D4	国指定以外	●	●									
継続(認定取得)	国指定以外	●	●	●	NCC認定取得	受講済み	有料(¥10,000)	受講不可	受講済み	計6単位以上	¥5,000	¥15,000
継続(認定更新)	国指定以外	●	●	●	NCC認定更新	受講済み		有料(¥5,000×3年間)	受講済み	計6単位以上	¥5,000	¥20,000

【基礎研修(1)(2)知識確認コースの受講料・受講証明等に関する考え方について】

①パターンB2,B3,B4,D2,D3,D4に該当する方は、平成26年度までに基礎研修(1)(2)のいずれかまたは両方を受講していることとなります。ただし、平成26年度までの基礎研修(1)(2)においては、相談員の質の担保を目的としたテストは実施されていなかったため、認定事業開始に伴い新たに設けられた基礎研修(1)(2)知識確認コース(¥15,000)の受講が必要となります。過去受講歴があることによる受講料減額等の対応は行っておりませんのでご了承ください。

②パターンB2,D2の方は、過去未受講分である基礎研修(2)該当12科目の学習コンテンツの閲覧、および基礎研修(1)(2)全18科目のテストコンテンツの合格をもって、知識確認コースを修了したものとみなすことができます。

③パターンB3,D3の方は、過去未受講分である基礎研修(1)該当6科目の学習コンテンツの閲覧、および基礎研修(1)(2)全18科目のテストコンテンツの合格をもって、知識確認コースを修了したものとみなすことができます。

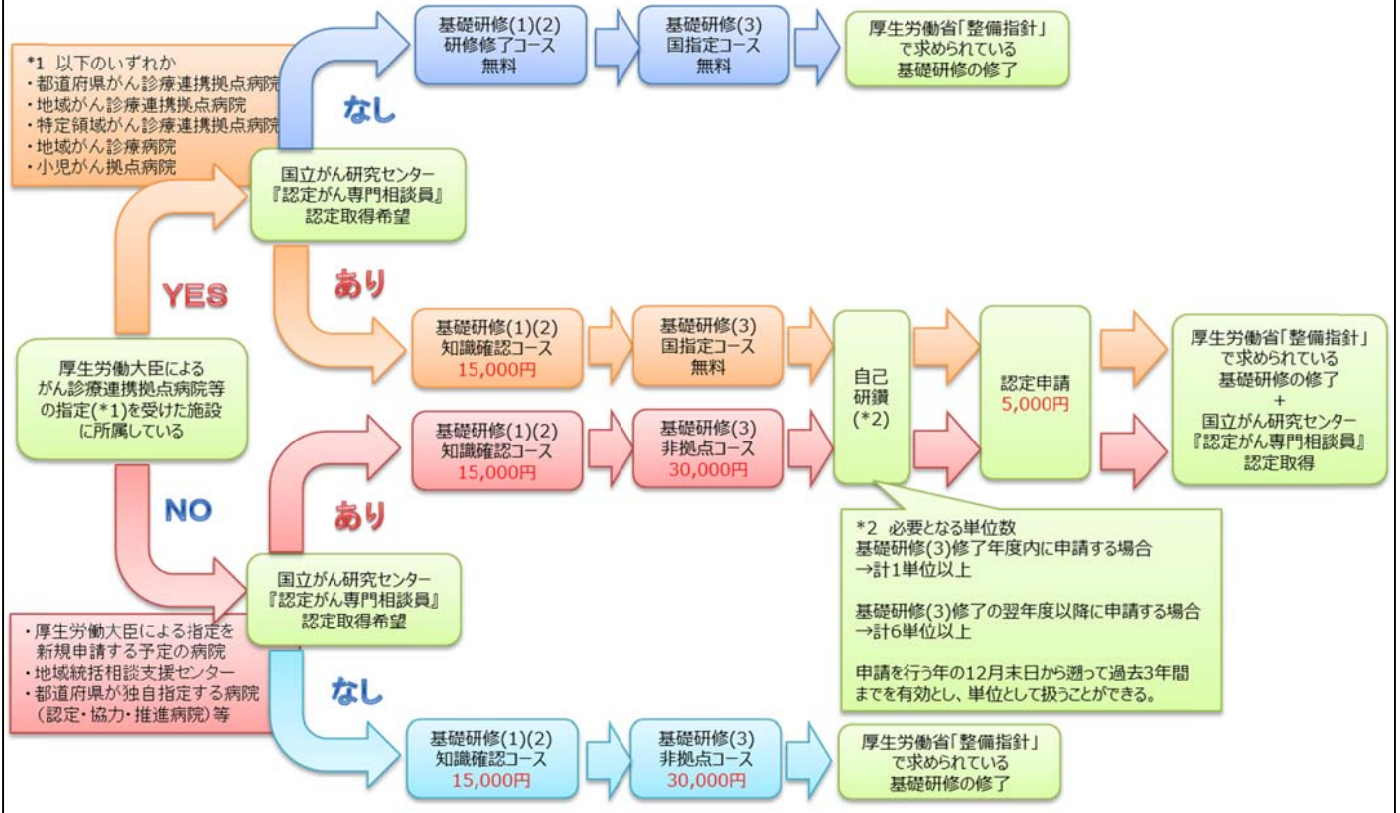
④パターンB4,D4の方は、基礎研修(1)(2)全18科目のテストコンテンツの合格をもって、知識確認コースを修了したものとみなすことができます。

※②～④の該当コンテンツ受講を完了した段階で受講証書の発行を希望される場合の手続きについては、基礎研修(1)(2)募集要項をご参照ください。なお、知識確認コースに含まれている全コンテンツの受講を完了すれば、教育研修管理システム上で受講証書を発行することができます。

パターン B1、D1 に該当する方はこちらもご参照ください。

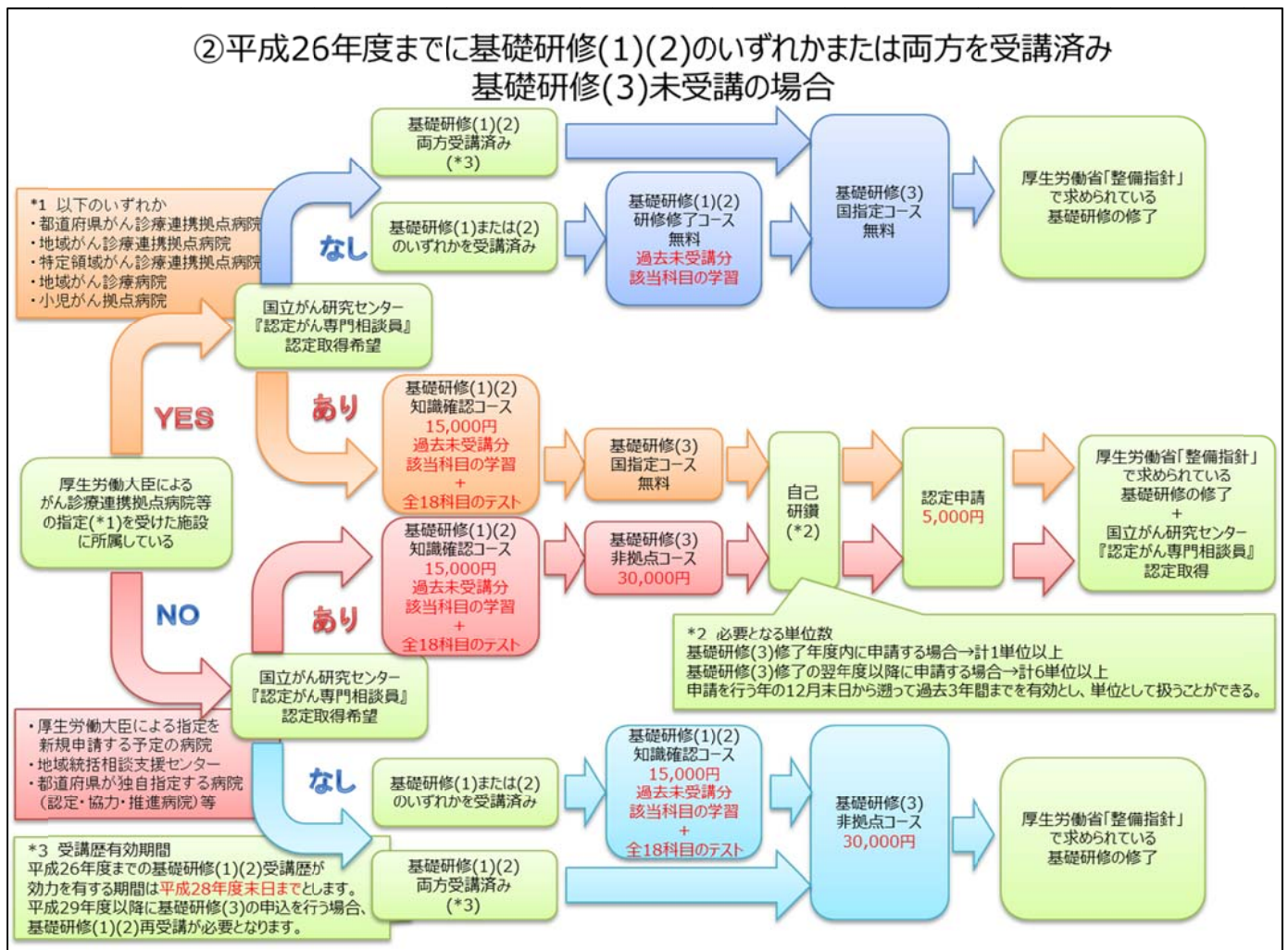
(研修フロー1)

①平成27年度基礎研修(1)(2)(3)受講希望の場合



パターン B2、B3、B4、D2、D3、D4 に該当する方はこちらをご参照ください。

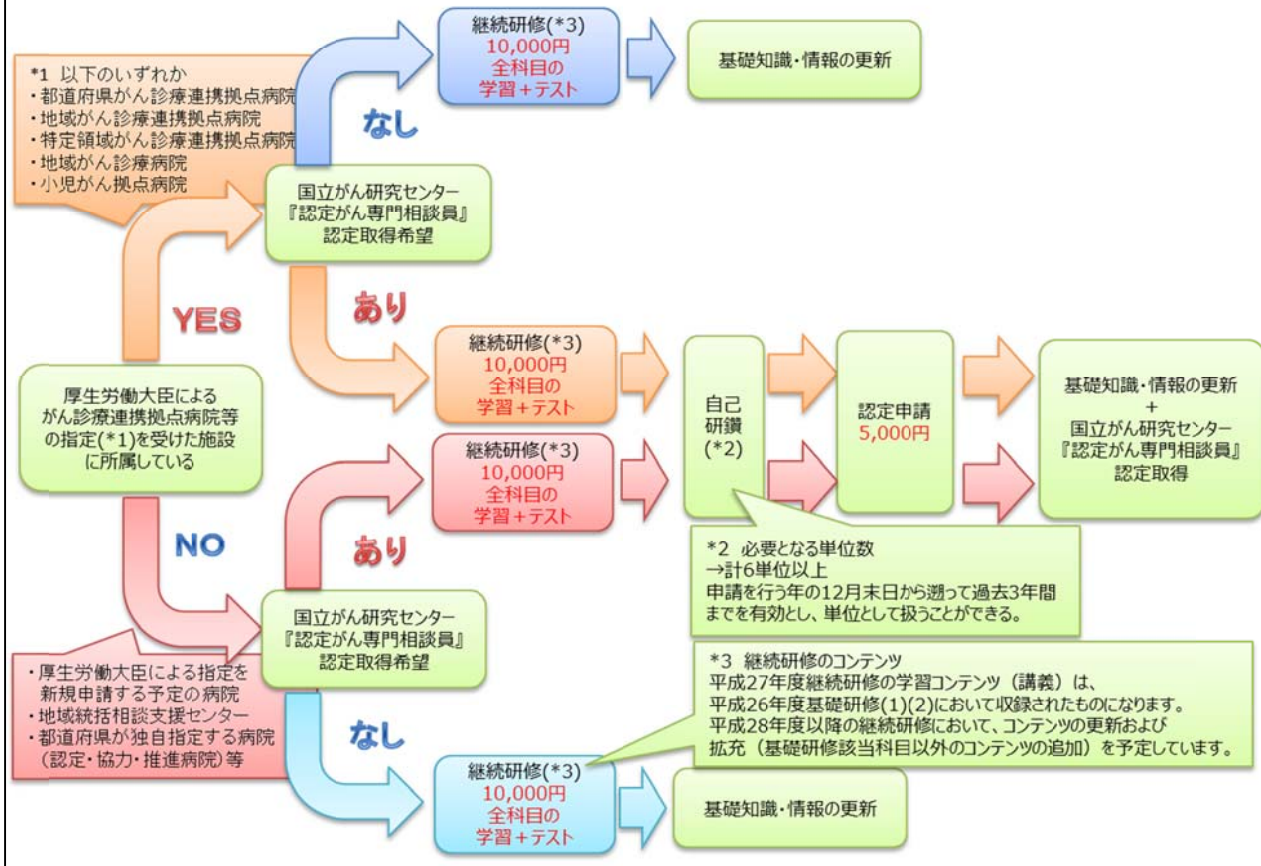
(研修フロー2)



パターン継続（認定取得）に該当する方はこちらもご参照ください。

(研修フロー3)

③平成26年度までに基礎研修(3)を修了している場合



なお、本認定事業は国立がん研究センターが独自に実施する事業であり、現段階では指定要件において「認定がん専門相談員」の認定を受けた相談員の配置は求められていません。

認定申請を行わずに基礎研修修了のみを目指す場合の料金体系等については【別表4】をご参照ください。

【別表4】「認定がん専門相談員」の認定申請を行わない場合の研修受講希望者の状態、目標別の研修コースと料金

※国指定の拠点病院に所属している場合、所属していない場合ごとに研修コースを示しています。

(料金はすべて税別)

パターン	研修受講希望者の状態				目標に到達するために受講が必要となる研修コースと研修受講料				NCC認定申請料	目標到達までに必要となる合計金額	
	所属施設	基礎研修受講歴			I-A群	I-B群	II群	III、IV群			
		(1)	(2)	(3)							目標
A1	国指定拠点				基礎研修修了のみ (NCC認定取得予定なし)	研修修了コース 無料(¥0)	基礎研修修了前の段階では 受講不可 (基礎研修修了後、 基礎知識・情報の更新を行う 場合は、パターン継続となる)	国指定コース 無料(¥0)	任意	申請なし	¥0
A2	国指定拠点	●				受講済み					
A3	国指定拠点		●			受講済み					
A4	国指定拠点	●	●			受講済み					
継続	国指定拠点	●	●	●	基礎知識・情報の更新のみ (NCC認定取得予定なし)	受講済み	有料(¥10,000)	受講済み	任意	申請なし	¥10,000
C1	国指定以外				基礎研修修了のみ (NCC認定取得予定なし)	知識確認コース 有料(¥15,000)	基礎研修修了前の段階では 受講不可 (基礎研修修了後、 基礎知識・情報の更新を行う 場合は、パターン継続となる)	非拠点コース 有料(¥30,000)	任意	申請なし	¥45,000
C2	国指定以外	●				受講済み					
C3	国指定以外		●			受講済み					
C4	国指定以外	●	●			受講済み					
継続	国指定以外	●	●	●	基礎知識・情報の更新のみ (NCC認定取得予定なし)	受講済み	有料(¥10,000)	受講済み	任意	申請なし	¥10,000
<p>【基礎研修(1)(2)の受講料・受講証明等に関する考え方について】</p> <p>①パターンC2,C3に該当する方は、平成26年度までに基礎研修(1)(2)のいずれかを受講していることとなりますが、過去受講歴があることによる受講料減額等の対応は行っておりませんのでご了承ください。</p> <p>②パターンA2の方は、過去未受講分である基礎研修(2)該当12科目の学習コンテンツの閲覧をもって、基礎研修(1)(2)研修修了コースを修了したものとみなすことができます。</p> <p>③パターンA3の方は、過去未受講分である基礎研修(1)該当6科目の学習コンテンツの閲覧をもって、基礎研修(1)(2)研修修了コースを修了したものとみなすことができます。</p> <p>④パターンC2の方は、過去未受講分である基礎研修(2)該当12科目の学習コンテンツの閲覧、および基礎研修(1)(2)全18科目のテストコンテンツの合格をもって、基礎研修(1)(2)知識確認コースを修了したものとみなすことができます。</p> <p>⑤パターンC3の方は、過去未受講分である基礎研修(1)該当6科目の学習コンテンツの閲覧、および基礎研修(1)(2)全18科目のテストコンテンツの合格をもって、基礎研修(1)(2)知識確認コースを修了したものとみなすことができます。</p> <p>⑥パターンA4,C4の方、平成26年度までの基礎研修(1)(2)受講歴が効力を有する期間は平成28年度末日までとします。平成29年度以降に基礎研修(3)の申込を行う場合、基礎研修(1)(2)再受講が必要となります。</p> <p>※②～⑤の該当コンテンツ受講を完了した段階で受講証書の発行を希望される場合の手続きについては、基礎研修(1)(2)募集要項をご参照ください。 なお、各研修コースに含まれている全コンテンツの受講を完了すれば、教育研修管理システム上で受講証書を発行することができます。</p>											